

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年6月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500095号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500001号

第1 結論

昭和53年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年1月から同年6月まで

私の夫は、請求期間当時は個人タクシーの代務運転手をしており、請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録では、請求期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料は全て納付済みである。

しかしながら、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和61年11月頃に払い出されたと推認でき、訂正請求記録の対象者は、戸籍の附票において、請求期間の始期である昭和53年1月から上記記号番号が払い出されたと推認できる昭和61年11月頃まで住所に変更がないことから、別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも、別の記号番号を確認することができないことを踏まえると、訂正請求記録の対象者は、上記記号番号が払い出されるまで国民年金の加入手続を行っていないものと考えられる。

また、上述のとおり、上記記号番号は昭和61年11月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では時効により請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の代理人である長女は、自身及び母親は請求期間に係る国民年金保険料の納付の状況について覚えていない旨陳述していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付の状況を確認することができない。

加えて、訂正請求記録の対象者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。